

第5章 総合評価

本生活環境影響調査において、対象とした調査事項は、「大気質」、「騒音」、「振動」、「悪臭」及び「水質」の計5項目である。

各調査事項の現況調査、予測、環境保全のための措置、影響の分析の概要は次頁に示すとおりである。本事業の実施による周辺環境への影響を予測した結果、いずれの項目ともに現況と比較して十分に低いレベルであり、施設稼働により現況の生活環境を著しく悪化させるものではなく、環境保全目標は達成されるものと考えられる。また、事業計画段階において環境の保全のための措置を講ずることにより、影響は低減されると評価される。

なお、本事業の実施にあたっては、生活環境の保全に最大限配慮し、慎重に進めるものとする。

調査事項	現 況	予 測
大気質	事業計画地周辺の4地点で調査を実施した。 調査の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、いずれの項目も全地点で環境基準値を下回っていた。また、塩化水素、水銀についても全地点で目標値もしくは指針値を下回っていた。	煙突排ガスの排出 最大着地濃度の予測の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀の年平均濃度は0.002ppm、0.002ppm、0.019mg/m³、0.0067pg-TEQ/m³、0.0021μg/m³、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の日平均濃度は0.005ppm、0.004ppm、0.045mg/m³と予測された。
		廃棄物運搬車両の走行 県道26号線北向き・南向き車線側道路端における予測の結果、二酸化窒素の日平均濃度は0.010ppm、浮遊粒子状物質の日平均濃度は0.036mg/m³と予測された。
騒音	環境騒音について、事業計画地及びその周辺地域の5地点で調査を実施した。環境基本法に基づく環境基準（C地域）と比較すると、全地点でいずれの時間区分においても基準を満足していた。また、騒音規制法に基づく規制基準（第三種区域）と比較すると、全地点でいずれの時間区分においても基準を満足していた。 道路交通騒音について、廃棄物運搬車両の走行する県道26号線沿い2地点で調査を実施した。環境基本法に基づく環境基準（C地域のうち車線を有する道路に面する地域）と比較すると、全地点でいずれの時間区分においても基準を満足していた。	施設の稼働 騒音レベルについて、朝（6～8時）43～44dB、昼間（8～19時）44～47dB、夕（19～22時）40～41dB、夜間（22～翌6時）36～39dBと予測された。
		廃棄物運搬車両の走行 騒音レベル（昼間平均）は、61.0～61.1dBと予測され、騒音レベルの増加は、0.8～1.0dBと予測された。
振動	環境振動について、環境騒音と同5地点で調査を実施した。全地点でいずれの時間区分においても30dB未満であり、④事業計画地施設側及び⑤事業計画地における調査結果は、振動規制法に基づく規制基準（第二種区域）を満足していた。 道路交通振動について、道路交通騒音と同2地点で調査を実施した。全地点でいずれの時間区分においても30dB未満であり、振動規制法に基づく「道路交通振動の限度（要請限度）」（第二種区域）を満足していた。	施設の稼働 振動レベルは、昼間（8～19時）47～52dB、夜間（19～翌8時）44～51dBと予測された。
		廃棄物運搬車両の走行 振動レベル（昼間平均）は、全地点で32dBと予測された。
悪臭	事業計画地及びその周辺地域における現地調査の結果、全ての項目が事業場の敷地境界における規制基準の10分の1未満であり、規制基準を満足していた。また、規制基準が適用されない臭気指数についても10未満であった。 なお、試料採取時において、いずれの地点も特徴的な臭気は認められなかった。	煙突排ガスの排出 煙突排ガスの排出について予測した結果、特定悪臭物質の13項目について敷地境界における規制基準を上回る結果となった。ただし、特定悪臭物質の13項目は、燃焼により分解されることから、発生する可能性がほとんどない条件による予測結果である。
		施設からの悪臭の漏洩 施設からの悪臭漏洩による影響を軽減するため、環境保全措置を実施する。
水質	事業計画地及びその周辺地域を流れる水路で水質調査を実施した。 ①水路上流及び②水路下流には、生活環境項目の環境基準が設定されていないが、参考として環境基準（A類型、生物A）と比較すると、②水路下流の大腸菌群数が環境基準を超過していた。その他においては全ての項目で環境基準を満足していた。 なお、調査時の状況として、①水路上流の流量は0.003m³/secと少なく、ほとんど流れていない状況であった。	

環境保全措置	影響の分析
煙突排ガスの排出 大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた計画施設の基準値を設定し遵守する。また、大気汚染物質の排出抑制を目的として、消石灰・活性炭吹き込み、バグフィルター等の排ガス処理設備の設置、定期点検を実施し適切な運転管理を行うなどの大気汚染防止対策を実施することにより大気質への負荷を低減させる。	煙突排ガスの排出 予測の結果は、環境保全目標(二酸化硫黄:日平均値0.04ppm以下、二酸化窒素:日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値0.10mg/m ³ 以下、ダイオキシン類:年平均値0.6pg-TEQ/m ³ 以下及び水銀:年平均値0.04μg/m ³ 以下)を下回った。
廃棄物運搬車両の走行 廃棄物運搬車両のより効率的な収集運搬経路について検討するとともに、アイドリングストップを励行するなど、大気汚染を低減させる。	廃棄物運搬車両の走行 予測の結果は、環境保全目標(二酸化窒素:日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値0.10mg/m ³ 以下)を下回った。
施設の稼働 騒音発生機器等は屋内に設置し、騒音の屋外への伝搬を抑制するとともに、騒音が発生しやすい設備は、騒音の少ない機種を選定し、適切な防音対策を行うなどにより施設稼働の騒音による影響は低減される。	施設の稼働 予測の結果は、全地点でいずれの時間区分においても環境保全目標を下回っており、現況騒音レベルからの変化も小さく、現況を著しく悪化させるものではない。
廃棄物運搬車両の走行 廃棄物運搬車両は速度や積載量等の交通規制を遵守し、車両が集中しないよう搬入時期・時間、搬入ルート分散化を図ることにより、廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響は低減される。	廃棄物運搬車両の走行 予測の結果は、全地点で環境保全目標(65dB)を下回っている。また、騒音レベルの増加量も0.8～1.0dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではない。
施設の稼働 振動発生源である機器には、振動の伝搬を防止するための独立基礎、防振装置のとりつけ、または駆体構造の高剛性化による防振対策を実施することにより、施設稼働の振動による影響は低減される。	施設の稼働 予測の結果は、全地点でいずれの時間区分においても環境保全目標を下回っている。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルである。
廃棄物運搬車両の走行 廃棄物運搬車両は速度や積載量等の交通規制を遵守し、車両が集中しないよう搬入時期・時間、搬入ルート分散化を図ることにより、廃棄物運搬車両の走行による振動の影響は低減される。	廃棄物運搬車両の走行 予測の結果は、全地点で環境保全目標(70dB)を下回っている。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルである。
煙突排ガスの排出 予測の結果、特定悪臭物質の13項目については敷地境界における規制基準を上回るものとなったが、燃焼により分解される。発生する可能性がほとんどない条件による予測結果であり、最大着地地点においても規制基準を満足するための悪臭物質の許容流量も適用可能であることから、煙突排ガスの排出による影響は低減される。	煙突排ガスの排出 施設の煙突からの排出ガスの悪臭の予測において、特定悪臭物質の13項目は、燃焼により分解され、最大着地地点においても規制基準を満足するための悪臭物質の許容流量以下になると考えられることから、環境保全目標を満足するものとする。
施設からの悪臭の漏洩 計画施設のプラットホーム出入り口には車両検知式の自動扉やエアカーテンを設置し、臭気の漏洩を防止する。ごみピットは、外部との開口部分を必要最小限とするため投入扉を設置して悪臭の漏洩を防止し、また、ごみピットから発生する臭気については、ピット内から吸引することにより、外部に漏れることを防止する。吸引した臭気については、炉内のごみの燃焼とともに酸化分解する。	施設からの悪臭の漏洩 左記の環境保全措置を講じることにより、環境保全目標は満足し、事業計画地周辺の住民の日常生活において支障を生じさせないものとする。